

答 申 第 39 号
平成 29 年 2 月 8 日

加古川市長 岡田 康裕 様

加古川市情報公開・個人情報保護審査会
委員長 川崎 志保

見守りカメラにおける個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成 28 年 12 月 5 日付け諮問第 39 号で諮問のあった標記のことについては、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

第 1. 答申の趣旨

諮問に係る見守りカメラにおける個人情報の取扱いについては、以下の理由により、新たに条例を制定し設置目的に沿った取扱いとなるよう特別な規定を設け、適正に運用することが適当である。

ただし、条例制定及び運用に当たっては、付帯意見に留意願いたい。

第 2. 答申の理由

1. 本諮問の目的

(1) 加古川市（以下「市」という。）では、「犯罪等の抑止、事件等の早期解決及びその他公共の利益に資すること」を目的として、市内の通学路や学校周辺、公園周辺等に約 1,400 台のカメラ（以下「見守りカメラ」という。）を設置し、適切に運用していくことで、地域における街頭犯罪等を未然に防止し、犯罪のない安全・安心のまちづくりを進めていくことが予定されている。

(2) その背景には、平成 27 年の市における人口 1 万人あたりの街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数が県内自治体でワースト 3 位であり、過去には痛ましい事件も発生しているという実情を踏まえ、市民に安全・安心のまちづくりに対する強い要望があることが挙げられる。見守りカメラの設置は、犯罪者への心理的な抑制から犯罪の未然防止が期待され、また、結果として犯罪が発生した場合には、捜査機関への画像

データの提供等により事件の早期解決につながる可能性もあることから、市民の要望に応え、市民生活の安全・安心を確保する上で、有効な手段になりうるものと考えられる。

- (3) 一方、見守りカメラは、公道を通行する市民などを撮影することから、その画像データは、特定の個人を識別することができる個人情報に該当する。

そのため、実施機関から個人情報の収集、管理、目的外利用及び外部提供や、開示請求に関して、どのような取扱いや対応が適当であるかが諮問されたものである。

2. 予定されている管理運用の内容

- (1) 新しい条例の制定

以下の(2)～(5)を踏まえた見守りカメラの設置及び管理運用について、新たに条例（以下「新条例」という。）を制定し、見守りカメラに係る個人情報の取扱い等に関する特別な規定を設ける。

- (2) 見守りカメラによる個人情報の収集について

- ① 見守りカメラの設置場所

市内にむやみに設置するのではなく、地域住民に設置候補場所を示し、広く寄せられた意見・要望や犯罪発生状況等を基に、設置場所を適正に評価し決定する。

- ② 画像データの処理

見守りカメラの方向等により、撮影されてしまう個人の家屋等に関しては、記録する画像データに判別できないようあらかじめモザイク加工したうえ、加工前の画像データは保存しないようにする。

- (3) 見守りカメラにより収集された個人情報の管理について

- ① 収集された個人情報の管理については、情報漏えい等が生じないように管理責任者等を置くなど、厳格な管理体制を整える。

- ② 画像データは、カメラ本体において自動で上書きされ消去されていく。ただし、警察からの犯罪捜査の要請に備えて、14日程度の保存期間を設ける予定である。

- (4) 見守りカメラにより収集された個人情報の目的外利用及び外部提供について

収集された個人情報は、見守りカメラの設置目的である「犯罪等の抑止、事件等の早期解決及びその他公共の利益に資すること」に限定して利用する。

したがって、当該個人情報の収集目的を超えての利用又は外部提供は原則として行わないこととし、「法令に定めがあるとき」及び「市民の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるとき」に該当する場合のみ例外的

に行えるようする。

- (5) 見守りカメラにより収集された画像データの開示請求への対応について
開示請求に応じると、開示した画像から、撮影方向や範囲が明らかになり、見守りカメラの設置目的である犯罪等の抑止などに支障を及ぼすおそれがある。
そのため、原則として、画像データは開示しない。
なお、見守りカメラについては、カメラ本体にドーム型の覆いを被せるなど、外部から、どの方向や範囲を撮影しているのか、どの位置にモザイク加工が施されているのかなどがわからない構造にすることを予定している。

3. 審議結果

- (1) 個人情報の収集について
設置場所について市民ニーズを考慮した上で必要最小限度に止め、かつ保存する画像データにモザイク加工を施すなど、個人のプライバシー保護に相当な配慮がなされているものと認められる。
新条例で、上記のとおり、個人情報の収集目的や方法などが明らかにされた上で、その目的の達成のため必要な範囲内で収集することであれば、加古川市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）第6条第2項第2号に規定する、本人からの収集の例外である「法令に定めがあるとき」に該当し、妥当と考える。
- (2) 個人情報の管理について
収集した個人情報は、新条例に特別な規定を設け厳格に管理されることであるから、妥当と考える。
ただし、保存期間については、設置目的を達成するために必要最小限にすべきであり、「14日程度」の相当性については、更に精査すべきである。
- (3) 目的外利用及び外部提供について
本人の承諾なしに、不特定多数の個人を撮影することになるため、プライバシーへの配慮は十分になされるべきである。
そのため、新条例において保護条例における目的外利用又は外部提供の例外規定よりも厳しい制限を設けることは必要であり、原則禁止とする取扱いは妥当と考える。
- (4) 開示請求について
開示することにより、撮影方向や範囲が特定され、犯罪等の抑止という設置目的を阻害するおそれがある。
よって、新条例に、原則として画像データを開示しない旨の規定を設けることは、妥当であると認められる。

(5) まとめ

見守りカメラにより個人情報を収集する特殊性に鑑みると、収集した個人情報の取扱いを、犯罪等の抑止、事件等の早期解決といった設置目的を達成するために必要な範囲内に限定し、保護条例よりも厳格な規定を新条例に設け、その下で適正に運用することが適当であると考える。

4. 付帯意見

(1) 見守りカメラの設置は、安全・安心のまちづくりを進める上で有効な手段となりうるものではあるが、その有用性のみを優先してむやみに設置場所を増やすことは避けるべきであり、市民に監視社会に対する不安があることを十分念頭に必要最小限の設置場所と撮影範囲となるよう、その設置にあたっては慎重に検討し判断されたい。

(2) また、実施機関においては、何人もその承諾なしに、みだりにその容貌・姿態を撮影されない自由が保障されていることから、プライバシーへの配慮や個人情報の保護に最大限対処することは当然であり、そのことから、撮影した画像データの保存についても、必要最小限の期間とし、設置目的に沿った適正かつ厳格な管理運用となるよう、万全の注意を払われたい。

以上